

令和5年第4回定例市議会追加提出議案

(予算案を除く。)

(1 2 月 7 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
6 1	第六次藤井寺市総合計画基本構想の策定について	1
6 2	藤井寺市事務分掌条例の一部改正について	2

このほかの提出議案

議案番号 6 3 令和5年度藤井寺市一般会計補正予算（第8号）について

議案第 6 1 号

第六次藤井寺市総合計画基本構想の策定について

第六次藤井寺市総合計画基本構想を別紙のとおり策定することについて、藤井寺市総合計画策定条例（平成 2 7 年藤井寺市条例第 2 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

第五次藤井寺市総合計画の計画期間が令和 5 年度をもって終了するため、新たに令和 6 年度から令和 1 3 年度までを計画期間とする第六次藤井寺市総合計画基本構想を策定するものである。

議案第 6 2 号

藤井寺市事務分掌条例の一部改正について

藤井寺市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日付けで実施する組織機構改革に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する組織等の変更を行うため、本条例の一部を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市事務分掌条例の一部を改正する条例

藤井寺市事務分掌条例（平成27年藤井寺市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 政策企画部

(3) 総務部

第2条総務部の項及び政策企画部の項を次のように改める。

政策企画部

(1) 秘書に関すること。

(2) 市政の総合企画、調査、総合調整及び主要事業の進行管理に関すること。

(3) 組織機構に関すること。

(4) 公有財産の活用の総括に関すること。

(5) 情報政策及びDX推進に関すること。

(6) 広報及びシティセールスの総括に関すること。

総務部

(1) 議会に関すること。

(2) 法規、文書及び統計に関すること。

(3) 公有財産の管理の総括に関すること。

(4) 職員の定数、人事、給与及び研修に関すること。

(5) 財政及び行財政改革に関すること。

(6) 市税に関すること。

(7) 契約及び検査に関すること。

(8) 他組織等の所掌に属しないこと。

第2条健康福祉部の項第4号中「保健」を「保健医療」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。